

1 事業名

市道路線の認定

市道 3-1106 号線、市道 3-1107 号線、市道 3-1108 号線、
市道 4-1368 号線、市道 4-1369 号線

2 事業の概要

上記 5 路線については、都市計画法に基づく開発行為により新規に築造された道路であり、このたび市に帰属したことから、道路法第 8 条の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 5 路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。